

## 第53回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成27年6月10日（水）13：30～14：30

場所：アラスカ会館 地下 サファイアの間

司会：皆様、本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。  
私は、本日司会を務めさせていただきます環境保全課の蝦名と申します。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、事前に送付させていただきました資料1から資料4までと、本日、改めてお配りした次第、主席者名簿、席図、資料5です。

不足などございませんでしょうか。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、ただ今から「第53回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

はじめに末永会長から皆様に御報告をしたいことがございます。

末永会長、お願いします。

末永会長：会長を仰せつかっております末永でございます。皆様方に一言、ここで御報告申し上げたいと思います。

先刻、あるいは御承知かもしれませんが、本協議会の副会長をされておりました榎本善光様が、去る5月24日に御逝去されました。榎本副会長には平成22年から当協議会の委員に就任されて以来、5年間にわたり多大なる御尽力をいただきました。

つきましては、この場で黙祷を捧げて哀悼の意を表したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会：皆様、恐縮でございますが、御起立をお願いいたします。

黙祷。

<黙祷>

黙祷を終わります。御着席ください。

本日は、都合により澤口委員、藤原委員が欠席となっております。

それでは、開会にあたりまして、林環境生活部長より御挨拶申し上げます。

林生活環境部長： 改めまして、環境生活部長の林でございます。また、今年度もよろしくお願い申し上げます。

委員の皆さん方には大変お忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして本当にありがとうございます。

先ほど末永会長からも報告がございましたけれども、榎本副会長の御逝去を心からお悔やみ申し上げる次第でございます。榎本副会長におかれましては、会長から御紹介がございましたように、平成22年5月に当協議会の委員に御就任をいただいて以来、実施計画の変更、環境再生計画、現場地下水浄化計画等の検討に当たりまして、馬淵川を水源とする水道資源の責任者として、流域の方々の生活環境を保全する観点からの貴重な御意見、御助言をいただいたところでございます。

そして県境不法投棄現場の原状回復事業の着実な進展に多大なる御貢献をいただいたところでございました。榎本副会長に対しまして、改めて心から感謝を申し上げますとともに、安らかなる御冥福をお祈りするしだいでございます。

さて、平成25年度に廃棄物の撤去が完了したことに伴いまして、昨年度から現場跡地の環境再生事業に着手いたしまして、植樹祭をはじめ、多くの民間企業の皆様のお力もいただき、これまで森林整備エリアの約4割に植樹することができたところでございます。

そしてまた前回の協議会におきましては、選別ヤード跡地を活用いたしました地域振興の進め方につきまして御協議をいただき、岩手県との一体的な利活用の可能性を視野に入れまして、岩手県における検討状況を注視していくとの当面の方針を決定していただいたところでもございます。委員の皆様から貴重な御意見をいただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

そしてまた、今年度におきましては、昨年度に引き続きまして県民植樹祭、そして企業による環境再生の森づくりなどを実施いたしまして、今年度で森林整備を完了させることとしておりますほか、地域振興につきましても当面の方針に基づいて取り組んで参る所存でございます。

また、地下水の浄化につきましては、8月頃までに揚水井戸、要するに汲み上げる井戸の設置を完了いたしまして、地下水の循環を促進することとしているところでございます。

本日の会議におきましては、今年度実施予定の場内整備工事や中間評価に受けました場内揚水井戸モニタリング、そしてまた環境再生計画に基づく県の取組等につきまして御説明をさせていただくこととしてございます。ぜひとも委員の皆様には、それぞれのお立場から御意見、御助言を賜われますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

司会 : 本日は今年度最初の協議会でごさいます、事務局職員、一部異動がありましたので、改めて委員の皆様にご紹介させていただきます。

林環境生活部長です。

白坂環境生活部次長です。

福井環境保全課長です。

西谷県境再生対策監です。

澤田課長代理です。

原県境再生対策グループマネージャーです。

西川県境再生対策グループサブマネージャーです。

どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいいたします。

末永会長 : 改めまして、会長を仰せつかっている末永でごさいます。一言、挨拶をせいでございませうが、先ほども林部長の方からこれまでの、特に前回の内容に關しまして的確な報告がございませうので、特段ありませんので、これから議事進行のとおり進めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

それでは案件の1、「平成27年度の場内整備工事の実施内容」についてということで、これを事務局から御報告いただきます。よろしくお願いいいたします。

事務局 : それでは平成27年度の場内整備工事の実施内容につきまして、資料1に基づきまして御説明をいたします。今年度の工事の担当をいたします西川です。よろしくお願いいいたします。

それでは資料1になります。今年度の工事は昨年度に完了できなかった残りの工事を実施することになります。工事としましては、地下水浄化対策を進めるための内容となっております、その内容は上段の表のとおりとなります。

まず揚水井戸設置工ですが、全体では新設の揚水井戸を24箇所設置することになっていませうが、昨年度に2箇所完了してございませうので、今年度は残りの22箇所を設置することになります。

なお、昨年度に完成した揚水井戸は既に揚水を開始してございませう。

また、今年度22箇所設置しますが、全て完成するのは8月末としていませうところですが、完成した揚水井戸から順次揚水を開始していくこととしていませう。

次に揚水排水管工ですが、これは揚水井戸から揚水した地下水を排水するための排水管の設置工事になります。

続いて中央沢の設置工。これは現場の谷筋に沿って沢を形成するものです。また、中央沢の下流域には池も設置しますが、この池に貯めた水を 3,000 m<sup>3</sup>の雨水貯留池にポンプアップする揚水ポンプも併せて設置するとしています。

次に雨水貯留池設置工です。選別ヤード跡地に 3,000 m<sup>3</sup>の貯留量を持つ雨水貯留池を設置するほかに 150 m<sup>3</sup>、80 m<sup>3</sup>の貯留量を持つ貯留池を設置することとしています。

なお、3,000 m<sup>3</sup>の雨水貯留池については、昨年度に土工を完了しています。

次に貯留水配水管工ですが、これは雨水貯留池に貯まった貯留水を現場内の各所に配水するための配管工事となります。

実施工程につきましては記載のとおりとなっています。

続きまして、今後、どのような工事を予定しているかにつきましてですが、昨年度も御説明した内容と変わりありませんが、参考までに下段の表に記載しております。平成29年度は、平成28年度に地下水浄化に係る中間評価を行いますので、その結果を見まして、必要に応じて揚水井戸や注水井戸等の追加対策工事を実施するというものです。

年度が飛びまして平成33年度ですが、事業最終年度の平成34年度に全ての施設や工作物を撤去しますが、その前段階として防災調整池の撤去、それから流末や場外西沢水路等を整備しまして、平成34年度には浸出水処理施設等の施設や工作物等を全て撤去して完了ということになります。

次のページを御覧ください。こちらは前ページで御説明した工事内容について図示したものになります。中央にある場内図を御覧ください。赤字で示しているのが今年度の工事になります。

まず新設の揚水井戸についてですが、場内図には白抜きの丸、二重丸、黒丸などが記載されていますが、このうち白抜きの丸と二重丸、これが新設の揚水井戸になります。白抜きの丸が第一帯水層を狙った揚水井戸で8箇所、二重丸が第二帯水層を狙った揚水井戸で16箇所、合計で24箇所、この他に黒丸などは既設の揚水井戸になっています。

現場図の左側の方にオレンジ色の文字が記載されているかと思いますが、これは昨年度に完成した揚水井戸2箇所になります。

資料の右端の方に新設の揚水井戸の写真を掲載しておりますが、このようなものが場内に24箇所設置されるということになります。

続きまして場内の道路に注目していきたいのですが、道路に沿って赤と青色の線が引かれていると思います。これは道路に沿って排水管を設置している様子を表したのですが、どのような構造になっているかについては、資料左側の下

の方にあります地下排水・揚水排水構造図を御覧ください。これは道路の断面図になります。場内の道路には、山側の方に青色の四角で着色している部分になりますが、降雨時の表流水を捉える排水管と、谷川の方の赤色の四角で着色している部分になりますが、揚水井戸から揚水した水を排水する排水管の2種類の排水管が設置されています。

青色の排水管の方は表流水が流れ込んで、その隣の浸透柵構造図にあるとおり、道路下に設置している浸透柵に入りまして、その後、この浸透柵から地下に浸透していくという仕組みになっています。浸透柵につきましては、右端の方にあります写真のとおりとなっております、道路の下に3箇所設置されています。この浸透柵とこの青色の地下排水管につきましては、昨年度に工事が完了していません。

次に、赤色の線の揚水排水管になりますが、実線で引かれているところが昨年度に施工したところ、点線で引かれているところが今年度に施工する部分となっております、揚水した水はこの排水管を通して現場の流末部から下の水処理施設に運ばれて処理されるという仕組みとなっております。

次に場内図の上の方に赤く大きな四角形で記載しているのが3,000 m<sup>3</sup>の雨水貯留池、その少し左側にあるのが80 m<sup>3</sup>、それから中央沢の上流付近にあるのが150 m<sup>3</sup>の貯留池になります。

また、この雨水貯留池から青い点線が伸びていると思いますが、これは雨水貯留池に貯めた貯留水を地下排水管や浸透柵に配水するための配水管であり、これによって渇水期等にも積極的に地下水を涵養していくことが可能となります。

続きまして、中央沢と池についてですが、中央沢は現場の中では一番低い谷筋の部分になっておりまして、雨が降ると表流水やアスファルト道路等に降った雨水がこの中央沢に集まり、この谷筋を通して現場の外に排水されるということになります、図で緑色の矢印が引かれているとおり、事業期間中はこの池に雨水を貯めて、この水を3,000 m<sup>3</sup>の雨水貯留池にポンプアップして有効活用をしたいと考えております。

それから、緑色の矢印の両サイドからグレーの点線が引かれておりますが、雨水貯留池が完成するのは8月末頃を予定しておりますので、それまでの間は、地下排水管や浸透柵に直接注水するという事を考えております。

資料1につきましては、これで説明を終わります。

資料5を御覧いただきまして、本日、欠席されております藤原委員からの御質問についてです。資料5を御覧ください。

藤原委員からは、中央沢の設置工事に関連しまして2つほど御質問をいただいております。

まず、「そもそも池に水が貯まる程の雨水が期待できるものなのか」というこ

とについてですが、先ほども御説明しましたとおり、中央沢は現場の中で一番低い谷になっておりますので、雨が降りますと表流水が中央沢に集まって池に入ってくるということになります。

そこで、その表流水がどの程度期待できるかということで、県では平成26年度に表流水流出量を試算しています。平成25年度の降水量等の各種データから試算した結果では、現場内で発生する表流量は約24,000 m<sup>3</sup>/年間となっております。渇水期に3,000 m<sup>3</sup>必要としていますので、この表流水流出量で十分な量を貯めることができるものと考えております。

次に、「池に貯める水は現場内表流水になると思われるが、汚染された水になるのではないか」についてですが、現場は平成25年12月に廃棄物及び汚染土壌の全量撤去が完了し、地山は土壌環境基準以下であることを確認しております。その後、跡地整形のために現場外から搬入した汚染のない土壌により約50センチの厚さで地山の上に客土を行っていますので、表流水が汚染されるということはありません。

なお、地下水については1,4-ジオキサンを含んでいる可能性があるため地表面に湧出しないように、地中に埋設している暗渠管より浸出水処理施設に導水し、適切に処理しているところです。

それから浸出水処理施設で処理された水についてですが、計画処理水質を十分下回ってはいるものの、微量の1,4-ジオキサンを含んでいることから、地下水浄化には当該物質を含まない表流水を使用するという事としております。

以上になります。

末永会長： どうもありがとうございました。ただ今、西川主幹の方から27年度場内整備工事の実施内容並びに藤原委員の方から3つの御質問をいただいておりますが、そのうちの2つ、今の27年度の場内整備工事に関わる部分ということで、2つの御質問に対する回答、これをいただきました。

これに関しまして、委員の皆さん方、御質問等あればと思います。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員： 鈴木です。資料5、藤原委員の質問の中にある池というのは、現場の資料1の図で示す雨水貯留地の池なんですか。

事務局： 中央沢設置工に関連した質問ということですので、主に中央沢の池ということでの回答になります。

鈴木委員： 回答の内容で渇水期に必要な量が3,000 m<sup>3</sup>とありますが、これは雨水貯留池

に必要な量ですか。

事務局 : そうです。中央沢の池から水をポンプアップして、雨水貯留池に貯めておくという計画です。

鈴木委員 : 今の県の計画では、この池に貯まった水を雨水貯留池に揚げれば大体賄えるというような計画なんですか。

事務局 : 賄うというよりは、この水も有効に使っていこうという考えです。

鈴木委員 : 分かりました。今の時期、4月からほとんど大きな雨がいませんよね。そういう時にはどういう対応をするのか、そういう検討はされているのでしょうか。

事務局 : 春の雪どけ時期には、相当量の水がこの雨水貯留池に貯まっているであろうと思われまますので、その水を使っていくこととしています。

末永会長 : 基本的には大丈夫だと、間に合うんだということですか。足りない時はポンプアップすると。よろしいですか、鈴木委員。本当に渇水期になって大変だったらあれかもしれませんけれども、今のところは大丈夫だろうということだと思います。

その他、今の議題1に関しまして御質問等があれば。よろしいでしょうか。

それでは議題1、以上、鈴木委員から御質問がありました、それで終わりということにしたいと思います。

それでは次に進ませていただきたいと思います。案件2、「中間評価に向けた場内揚水井戸モニタリング」についてということで、これも事務局から御説明をいただきます。よろしくお願ひします。資料2です。

事務局 : それでは資料2について御説明いたします。

県境現場の汚染地下水については、現場地下水浄化計画に基づき、新規揚水井戸を設置して今年度から本格的な揚水浄化をしていくこととなりますが、併せてその汚染状況を確認するための水質モニタリングを、これら新設揚水井戸についても行き、蓄積されたデータに基づき、平成28年度に専門家の助言を得て浄化効果の中間評価を行います。

モニタリングの内容ですが、調査地点は別図のとおりになります。資料1でも説明をしました新設の揚水井戸24地点、それと既設の揚水井戸4地点になります。

調査対象物質は汚染の度合いの最も大きい1,4-ジオキサンとし、最初は毎月実施するとともに、揚水量を把握し、詳細な変動状況を蓄積していきたいと考えております。

また、以前から設置してある既設揚水井戸については、これまでも調査をしてきておりましたけれども、1,4-ジオキサンについては新設揚水井戸と同様の回数で調査し、データを蓄積していきたいと考えております。

中間評価までのスケジュールですが、今年度から新設揚水井戸24地点を含めた全ての揚水井戸による本格的な揚水浄化を開始し、中間評価に必要なデータを蓄積していきます。平成28年度の秋頃に中間評価を実施することで計画をし、揚水井戸のほか、現場内には観測井戸もございますが、それらの調査結果も合わせて中間評価を実施し、それに応じて浄化計画の見直しを実施したいと考えております。浄化計画の見直し次第にはなりますが、平成29年度には必要に応じて追加対策を実施し、浄化を継続していきたいと考えております。

説明は以上になります。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、案件2ですが、中間評価に向けた場内揚水井戸モニタリング、それに関しまして御説明をいただきました。この件に関しまして、委員の皆さん方、御質問等があればと思います。

眞家委員： 新設された井戸から揚水を始めたということですが、揚水は順調に進んでおりますか。

事務局： 新設の揚水井戸については2基あるんですけれども、やはり今年は湧水が続いているということもありまして、春先は順調に揚水できていたんですけれども、最近は揚水がうまくいってないというところです。

ただ、現場の他の既設揚水井戸等では、揚水量は少なくはなっていますけれども揚水できているところはありますし、それ以外にも現場の汚染された湧水等についても、現場からは除去されているという状況にあります。

末永会長： よろしいですか。

その他、何か。よろしいですか。淡々と終わりましたね。

それでは特段ないようですので、次に進ませていただきます。それでは案件の3ですね。「環境再生計画」に基づく県の取組等についてということで、事務局から御説明いただきます。資料の3と資料の5ですね。よろしくをお願いします。



事務局： それでは資料3-1に基づきまして御説明します。「環境再生計画」に基づく県の取組等です。

まず1番目の自然再生です。自然再生につきましては、「森林整備計画」に基づいて、昨年度に引き続き県民植樹祭、企業による環境再生の森づくり等を実施し、今年度で植樹による森林整備を完了させることとしています。

スケジュールについては、先週6月5日金曜日、6日土曜日にDCMホームマック株式会社による植樹祭が実施されました。実施に当たっては田子町さんの御協力をはじめ、宇藤委員には植樹ボランティアとして御参加いただきありがとうございました。この植樹祭につきましては、5日には社員の方が60名、6日には社員と田子町の住民の方々を合わせて50名の方が参加しまして、27種類3,000本の苗木を植樹しました。同社では、今後、平成34年度まで下草刈りなど植栽地の管理を行っていくこととしています。

続いて7日5日、日曜日には、昨年度に引き続き、県、青森銀行及びみちのく銀行による植樹祭を開催いたします。委員の皆様におかれても、御都合がよろしければ、ぜひ御参加いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

更に、9月以降で調整中ですけれども、現場の原状回復に従事された事業者の皆さんによる環境再生の森づくり実行委員会の今年度の森林整備が完了しますと、現場における森林整備が完了することとなりますので、現場見学会という形で皆様に植樹の様子を御覧いただく機会を設けたいと思っております。

(2)の森林整備の実施状況についてです。資料3-2を御覧ください。図面中、緑の点線で囲まれている部分が平成26年度に森林整備したエリアです。これが21,300㎡、約4割となっています。赤い点線で囲まれた部分が今年度整備しようとしているエリアで、32,600㎡となっています。DCMホームマックと表示された5,000㎡につきましては、先週の5日・6日の日程で植樹を完了しております。本年度はこのような形で森林整備をしていくこととしています。

資料3-1に戻りまして、2の地域振興についてです。本年3月の第52回協議会で了承をいただいた「選別ヤード跡地における地域振興に係る当面の方針」に基づき、岩手県における現場跡地の環境再生の検討状況等を注視していくとともに、田子町と随時意見交換をしていきます。また、利活用可能な土地の情報につきましては、ウェブアーカイブにより発信していきます。

(1)の岩手県の検討状況ですけれども、岩手県に確認したところ、5月18日に2回目の県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキングを開催し、現場視察と意見交換、また、新規事業である事案に関するデータベース事業の説明を行ったところであり、今後もワーキングを開催するとともに、その内容を協議会に報告するなどしていくということです。

青森県としましては、岩手県の検討状況を注視し、本県の地域振興の検討に

関係する内容については、適宜委員の皆様にお知らせしていきます。

(2) の利活用可能な土地情報の発信です。別紙、資料3-3を御覧ください。青森県ホームページ掲載内容案です。2枚に渡り、土地の条件、状況、現場の全景、利活用エリアの全景などをホームページにアップしようと考えております。クリックしていただくとさらに拡大して御覧いただけるような形になっています。

再び資料3-1に戻り、3の情報発信についてです。(1)の田子町立図書館における資料展示です。県では、本年3月に田子町立図書館に県境不法投棄事案に係る資料等を寄贈したところであり、現在、同図書館において閲覧可能な状況になっております。

別添3-4を御覧ください。田子町立図書館の平面図と私どもの事案の資料展示が行われている場所の表示になっています。情報量としてはウェブアーカイブの情報量が大きいことから、展示はそれほど大きいものではありませんが、このような形で田子町立図書館において展示されております。パソコンコーナーやビデオライブラリーなどで閲覧、視聴が可能となっています。

資料3-1に戻り、(2)のウェブアーカイブの更新につきましては、引き続き原状回復事業の記録等をウェブで速やかに公開するとともに、内容の充実を図っていきます。

最後の(3)の事案継承案内板につきましては、水処理施設稼働終了後の設置に向けて、必要な検討を行っていきます。

それから資料5についてです。一番下の「環境再生計画」に基づく県の取組等、自然再生についてです。「平成26年度に植樹した木々の生育状況について情報提供していただきたい。」という質問でございます。これについては御報告になりますが、昨年度植樹した苗木の生育状況について、現場跡地の森林整備及び管理の主体である八戸市森林組合に確認したところ、降雪等の影響で幹折れがわずかに見られるが、新芽が出ており、枯死はほとんど認められず、良好に生育しているということです。以上です。

末永会長： どうもありがとうございました。ただ今、案件の3、それに関しまして、自然再生、地域振興、情報発信それぞれの今年度の取組及び現状等に関しまして3及び5の藤原委員からの御質問に答える形で御説明をいただきました。

これに関しまして、どこからでも構いません。宇藤委員は特に植樹会に参加されたということですので、そういう感想も含めて何か御発言、ございませんか。

宇藤委員： いろいろと、どうもありがとうございます。先ほど林部長さんからもお話がありましたけれども、植樹祭に参加させていただきました。私は楽しい時間を過

ごさせていただきました。

植樹をしてみて、ちょっと石が多い土だったので、どこから来た土なのかなと思っておりました。穴を掘ったりなんかしたんですけど、ちょっと大きい石が多かったので、植える時には随分石を弾きながら植えましたが、そこら辺はいかなものでしょうか。

事務局：客土した土壌の土質のことだと思います。この土は田子町内の旧砕石場の場内にあった土壌で、関係者の皆さんと一緒に確認をした結果も、栄養分は多くはないけれども、皆さんでこの土に決めさせていただきました。そのような土ですが、中にはそういう部分もあったということだと思います。

末永会長：宇藤委員がやられたところはたまたまあったのかもしれない。田子町内の土だそうですから。原則は守られているんでしょうけれども。

その他、どうぞ、委員の皆さん。どうぞ、佐々木委員。

佐々木委員：資料5で藤原委員からの質問を受けてということで、確かに今、植樹された木の状況ということでしたが、私も大変心配をしておりました。実は、植樹祭の時期と、木を本当に植えていい時期とのギャップがあるんです。木を植えていい頃というのは雪が降る前や雪がとけた後、すぐです。要は行政がやりにくい時期、人が集まりにくい時期です。たまたまおいらせ町で10周年の植樹祭は11月にやるということで、人が集まるかどうか心配をしていたところですが、県の方は新芽が出ているという状況で、本当に安堵しております。

なので、せっかくですので、報告ということで承りましたが、できれば映像にして新芽が吹いているところとかをホームページにしてもらおうと大変県民としてもよろしいのかなと。また、植樹祭のちらしを刷る際に、新芽の映像もどこかに入れるというのがあると、大変よろしいのではないかなと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

末永会長：植樹したところが森としてどんどん生長していつている。その様子も両方発信したらいかがかなということですが。

県の方としたら。

事務局：今、おっしゃられたとおり、対応していきたいと思います。

末永会長：よろしく御検討ください。

その他、どうぞ。野呂委員。

野呂委員： 岩手県との検討状況の確認ということで、ちゃんと着手していただいているようで、と思ったんですが。資料を拝見しまして、「岩手県によれば」という表現がありまして、これだと、まあ他県の話なのではないんですが、後追いとか、ちゃんとコミュニケーションをとっているというような印象を受けづらいかなど。文言の話かもしれませんが、何となく後から、「どうでしたか」と電話で確認をするとかいうような感じで、県同士でちゃんとコミュニケーションがとれているのかなという印象が出てしまいます。

今後の検討においては、岩手県との協力関係というのが不可欠だと思われるので、対面でお話をするとか、そういった機会も今後設けていく予定があるのかとか、基本は電話・メール等だけなのかとか、そこら辺、ちょっと確認させていただければと思います。

末永会長： お答え下さい。

事務局： 岩手県さんとは3月に了承いただいた方針に基づいて、実際に足を運んで話をさせていただくなど、十分に連携をとっているところですし、今後もきちんと連携をとっていきます。

野呂委員： そうであれば、やはり自分の目で確認をしたということで、書面上は伝聞ではなく、しっかりと見てまいりました、確認しましたという形の方がよろしいのではないかなと思います。伝聞であれば、本当か？と言われかねないので、その辺、よろしく願います。

末永会長： 分かりました。文章の書き方なので、その辺、研究者は時々そういうことをうるさく言いますから、よろしく願います。もちろん、そこは事実に基づいて書いていただければそれでいいので、しっかり願います。

とにかく、今、野呂委員から御指摘があったように、前回の第3回目でも確認しましたが、十分に意思疎通をやりながらこれにあたるということですので、今後もよろしく願います。

簡単に言えば、岩手県の方が取組がやや遅れているんです。それなので青森県の方がやや先攻している感じですので、その辺でタイムラグがあるのかなという気がします。

しかし、それはそれとしてやっていただけたらと思います。

その他、どうぞ。宇藤委員。

宇藤委員： 自然再生のところですけども、今年度で森林整備を完了させるとございますが、来年度のこととかは、また来年度で出していただけるのですか。植えるところまではいいんですけども、ポットの中で育てた苗なので、ある程度ポットの中の力があるので1～2年は保つかもしいけれど、それから先がどうなるかというのちょっと懸念している方もいらしたので。これから先のことはどのようにお考えなのかもお聴かせいただければと思います。

事務局： まず植樹自体は今年度で終わり、来年度以降は、植栽地の下草刈りなどの管理を行っていくこととなります。

宇藤委員からお話は、今後の生育状況に応じて、補植などを行う考えがあるかということだと思んですが、県が採用する自然配植という手法は、現場の丸太で囲んだエリアに植えられた約40本の苗木のうち、最終的に1本残るという植え方なんです。

ただし、今後の対応については、八戸市森林組合さんと相談しながら進めていきます。

末永会長： よろしいですか。主に自然再生、それから地域振興、こちらの方に関しまして御意見等をいただきましたが、情報発信ということで何かありませんか。

私、くだらぬことを聞きますが、青森銀行やみちのく銀行は当然植樹祭といえますか、自分達だけでやるのは、これは企業の社会貢献ということで当然だと思うのですが、ホームックがこうやって入って来られたのは、どういうあれだったんですか。これ、元々は青森の資本じゃないですよ、北海道じゃなかったかな。

事務局： 聞いたところでは、ホームックさんは毎年多くの植樹会を開催されており、その中で私どもの現場の植樹を管理している八戸市森林組合さんと接点があり、この現場を知り得たということです。

末永会長： 大変いいことだと思うので。

いかがでしょうか、その他。どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員： 2点伺います。1つは、2の地域振興のところでは岩手県の検討状況ということで、今教えていただいたんですけども、岩手県側の協議会では青森県側が青森県の土地と岩手県の土地を一体的に利用をしようというメッセージは伝わっているんですかね、協議会の中で。

もう1つは情報発信のところの案内板ですね。これはどういう形で現場に設

置するイメージがあるのでしょうか。

この2点。

事務局： 岩手県との話し合いの場で本県の方針を伝えていますので、岩手県の協議会さんにも伝わっていると思います。

鈴木委員： じゃあ岩手県のこういう場でもちゃんと説明はあるんですか。

事務局： 私から補足します。岩手県の協議会においてワーキングの内容が報告されていますけれども、ワーキングの委員から青森県と一体的な取組が必要ではないかという意見が出ているということは岩手県の協議会でも取り上げられております。

ですから、双方一体的に取り組むという方向性について検討する土壌はできているのかなと思っております。

鈴木委員： 分かりました。

末永会長： じゃあもう1点の方、情報発信の方。

事務局： 事案継承案内板のイメージですけれども、これは環境再生計画に掲載している事項でございまして、あの場所が不法投棄の現場であったんだということを残していくという趣旨で設置することになっているんですが、まだ具体的なイメージというのはなく、事業終了後の設置に向けて検討していくこととしています。

鈴木委員： 実は、岩手県の方でも教訓を後世に伝えると出ていますよね。趣旨は青森県側でも同じだと思うんですよ。ここら辺が一緒にやっていったらどうだろうかとは私は思うんですけれども。

事務局： 全くそのとおりでございます。

鈴木委員： 岩手県側は平成29年で事業が終了しますので、もしかしたらあちらの方が早くこの案内板を、なんかもう今ぐらいから取り組み始めてもいいんじゃないかなと思います。

事務局： 岩手県さんでも同様の話し合いがなされているようなんですね。ですので、設置の位置とか設置の内容とか時期とか、そういったことについては岩手県さん

とまた話し合っていきたいと思います。

末永会長： よろしいですか。さっきの野呂委員、鈴木委員、若干かぶるところもありますが、とにかく岩手県と密接な連絡をとって、両者でやるべきものがあればきちっとやっていくという形。あるいはそれぞれやるにしても、時期を同じくしてやればまた効果があると思いますので、その辺を十分お考えいただいてやっていると思いますので、今後ともよろしくということでもいいんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

どうぞ、その他。

大西委員、何かありますか。

山本委員、町立図書館に展示資料が入った辺についてどうですか。

山本委員： 県の方の方針とともに、我が町としましてもこの県境不法投棄事案を後世にしっかりと伝えていかなくてはいけないという流れの中で、図書館の方に置いていただけるのは大変ありがたいことと思っております。

この内容等につきましては、町内でも、また現場に来られた多くの方々が確認し、見ることができるものとしてということで、これを多くの人にどう見せていこうかというよりも、見たい時にしっかり見れるような仕組みということで考えているところでございます。

アーカイブにつきましては、できれば、先ほどもお話がありましたが、環境再生の過程についてもぜひアーカイブ化していただくことが望ましいのかなと、こんなふうにして現在に至りますよというところが、殺伐とした現場だけでなく再生の状況までというふうになれたらいいなと、ちょっと感じているところでございます。

実際、どのような活用がされているのかにつきましては、今のところ、設置しているということにつきましては町内でもまだ分からない方が多いと思いますので、ケーブルテレビ等を通じながら、設置しましたよということ、それから現場の方にお出でになった場合には、今は説明をされている方がいらっしゃる時もあるんですが、もしも、そうでない時には町の方へというふうに誘導していただいたり、我々もこういうのがありますというのをお伝えしていきたいなと考えているところであります。

以上です。

末永会長： どうもありがとうございました。

ということで、この写真を見る限りですが、大変、あずましい環境の下で、資料等が読めるような、立派な図書館みたいですので、多くの人々がいろんな教

育等を兼ねて行かれて、これらを閲覧してもらうのは大変重要なことだと思います。

田子町さんは当然ですが、県の方も何かの形で田子町の図書館にこのような形で設置されていますということを情報発信でもしていただければまたいいんじゃないかと思しますので、よろしくをお願いします。

どうぞ。

眞家委員： 話の内容が変わってしまうかもしれないんですけども。これと同じような問題に取り組んだということで、田子町さんと二戸市さんで、何か共同して交流を深めるとか、何か、そういう活動、この機会に交流を深める、地域活性化に取り組むというようなことは考えていらっしゃいますでしょうか。

山本委員： 二戸市さんとは、元々三戸・田子・二戸での議員協議会というのがございまして、首長の顔を合わせる機会というのが多いものですから、いろいろお話をする土壌は出来上がっていると思います。

それで今回のこの事案について、環境再生については、岩手県側の土地の状況は非常に複雑なものですから、同じように考えることはできないと、岩手県ではいつも申しております。

しかしながら、我々、地域の方でこのような活動を目指したいというようなことについて、しっかりと出していくべきであろうということにつきましては市長さんとも意見は同じでありますので、今後、市長さん、あるいは行政としましてもいろいろ打合せをしながら、どんな利活用が望ましいのかということをもまず考えつつ、岩手県の方では土地の利用の仕方が違うんだということは言っておりますが、何とか地域の資源、それから地域の産業に利するような仕組みを考えていきたいなど、これは思っているところです。

まだ市長さんと直接私はお話をする機会をまだ設けていませんので、事務局レベルでも話を進めさせたいと考えているところです。

以上です。

末永会長： どうも町長さん、ありがとうございます。

眞家委員： この現場の再生、これ以外に、これと関係なく、例えば交流を深めるとか、すいません、この場では違う話になるかもしれませんが。

山本委員： これ以外と言いますと、地域連携というのはとても大事なこれからのテーマだと思っておりまして、特に岩手県北、これは古くから歴史のつながりがある土



地柄ですので、そういう面では同じような産業形態であったり、同じように地域を地域外に売り出すとか、そういうことにつきましてはいろいろ研究をやっていきたいと思いますということ。

それから二戸市さん以外でも、隣の鹿角市さんとか、あるいは三戸郡内の町村とか、これはこれからはきちんとした連携をとってやっていきたいと思いますというお話は進めているところで、特に二戸市はこういう関係もございますので、深くお互い研究しつつ取組をやらなくちゃいけないなということはお互い同じ気持ちでいると思っております。

末永会長： ありがとうございます。いいですか。

これまでもいろいろやられてきたんでしょうが、さらにこれを1つ、大変な事案だったんですが、それをステップアップの材料にしながら、またいろんな形で連携を図っていただけるということですので、よろしくお願いします。

ましてや今、まち・ひと・しごと創生でございますので、そういった意味では県境を越えての連携というのも必要になってくるだろうと思っておりますので、町長は十分お考えだと思いますが、一つよろしくお願いします。

どうぞ、その他。

特段ございませんか。じゃあ、今まで案件1、2、3とやって参りましたが、それら全体でも何かありましたらいかがでしょうか。

よろしいですか。

鈴木委員： すいません、青森県側でも土地の仮押さえしている部分がありますよね、浸出水処理施設のところだと思うんですけども、これはこれからどういう展開になっていくんでしょうか。教えてください。

事務局： 今、お話をいただいたのは、資料で御覧いただきますと資料1の2枚目に大きなA3の図面がございますけれども、まずこの現場の図面の右側の大きな、いわゆる今、植林しておりますこの土地というのは、今現在は県有地になっている土地でございます。そして左側でございます浸出水貯留池、あるいは浸出水処理施設と書いてある部分、この土地は県が代執行費用の徴収のために差押えいたしまして、県の土地にはなっていない土地、今、差押えをしている土地という形になるわけでございます。

まず、この施設につきましては、今現在行っております水の浄化のために処理施設として使用いたしますので、この事業が終了するまで、今の計画でいう平成34年まで、この施設は使っていくということになります。

従いまして、この事業の計画で、前のページの1枚目に34年度に今、現場

にあります施設というものを全て撤去するという計画となっておりますので、この撤去に、言ってみればこの土地をどうするかという問題が生じるということになるわけでございます。

県の立場で申し上げますと、これははっきり申しますと、岩手県の今の現場の土地というものは同じような状態で、岩手県が現場の土地を差押えているという状態、同じような状態になっている土地ということになるわけですが、基本的にはやはり今、この代執行の費用のために県として多額の経費を、まあ国のお金も入れながら何百億というお金を使ったと。その経費の回収というのも非常に大きな責任としてあるわけでございますので、原則的にはこの土地を、言ってみれば売却、いわゆる差押財産を公売にかけて、買い取る人がいるか、いないかという形の手続がまず基本となるものと考えてございます。

そういった状況を踏まえながら、結果的には34年度以降の取扱いという形になるわけですが、現時点では原則的にはそういう取扱いになるものと考えてございます。

末永会長： いいですか、鈴木委員。その他、ございませんでしょうか。

もしなければ、その他ということで、次回の協議会の開催日程ということで、事務局から御説明をいただきたいと思います。

事務局： それでは資料4になります。次回の第54回協議会につきましては、10月下旬に八戸市での開催を予定しています。現場視察を予定しておりますので、午前中に現場視察、午後に八戸市内で協議会という流れになります。

また、第55回協議会は3月下旬に青森市での開催を予定しております。開催月、開催場所、開催回数につきましては変更となる可能性もありますので、その場合は御了承ください。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。次回は10月下旬、現場視察。もうちょっと早い方が寒くなくていいんじゃないかという気もしますが、一応こういうことであります。

あと、先ほど申すのを忘れてましたが、森林再生で7月5日、日曜日に県と青森銀行、みちのく銀行、植樹祭がございますので、委員の方々もということもありましたので、もしお時間があれば御参加をいただければと思いますが。

いずれにいたしましても、第54回、10月下旬ということですが。これは後ほど日程を詰めることにはなりますが、よろしいでしょうか。私は寒くなるんじゃないかとちょっと不安なところがあるんですけど。よろしいですか。

それでは10月下旬ということで、後ほどまた委員の皆さん方には詳しい日程等調整があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは一応案件は全て終わりましたが、何か特段ありましたら。よろしいですか。もしなければ本日の議事は終わりますが、なお、冒頭に皆さん方に黙祷をいただきましたが、榎本副会長が御逝去されましたので、副会長を選任しなければいけません、次回の時に選任させていただくということで御了承いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それではマイクを事務局にお返しいたします。

司会 : それでは以上をもちまして、第53回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。